

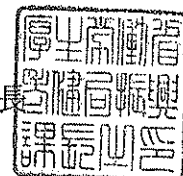


老振発第 0729002 号

平成 20 年 7 月 29 日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて

指定訪問介護事業者及び指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請、変更の届出及び指定更新の申請（以下、「指定等」という。）については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下、「施行規則」という。）第 114 条、第 131 条、第 140 条の 2 及び第 140 条の 19 の規定に基づき必要な事項を記載した申請書又は書類を当該指定等に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとなっているが、これらのうちサービス提供責任者の経歴に係る書類について別紙のとおり整理し、平成 20 年 8 月 1 日から適用することとしたので通知する。また、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



別 紙

指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所におけるサービス提供責任者については、「指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）において要件が定められ、施行規則第114条、第131条、第140条の2及び第140条の19の規定に基づきサービス提供責任者の「経歴」に係る書類を提出することとされてきたところである。しかしながら、サービス提供責任者のうち介護等の業務に従事した期間をサービス提供責任者の要件に含んでいないものもあることからサービス提供責任者の「経歴」に係る書類については別表のとおり取り扱って差し支えないものとする。

別 表

サービス提供責任者	「経歴」とみなす書類
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42条第2項に規定されている介護福祉士登録証の写し
施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条に規定されている証明書の写し
施行規則第22条の23第1項に規定する1級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し
施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程の研修を修了した者	施行令第3条に規定されている証明書の写し及び3年以上介護等の業務に従事期間の分かる書類